

# 機械式計算機の会 会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、機械式計算機の会 と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を 東京都千代田区神田須田町1丁目6番地 に置く。

(目的)

第3条 この会は、「機械式計算機」と、工業製品の「メカニズム」を愛好し、収集 研究 等を行う日本国民の集まりとする。

(事業)

第4条 会報を発行し各種の情報を開示する、また会員の親睦のため 会合、旅行等を開催することが出来る。

(種別)

第5条 この会の会員は、会及び会員に対し自由な発言をすることが出来る。

- 2 会員は会に対して、経済的な要求は出来ない。
- 2 会は会員に会費を求めない、但し入会時に寄付(カンパ)金を依頼できる。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込み書を代表に送付する。
- 3 代表は、入会の申込があった時、適正と認めた場合に限り入会を承認する。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は日常の生活が維持できないとき。
- (3) 正当な理由なく会に対して、損害を与え 誹謗 中傷を発表した時。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が会と会員に対し名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき、代表はその会員を除名することができる。

2 会員が反社会的行為にて、法の処罰を受けたとき。

( 拋出金品の不返還)

第9条 既納の寄付金は返還しない。

## 第2章 役員等

( 代表)

第10条 この会は 会を代表するものとして 代表1名を置く。

代表は この会則が定められた時点で 渡辺祐三 とする。

( 報酬等)

第11条 代表の報酬は無い。但し 会の活動に要した経費は、寄付(カンパ)金の範囲内で支払いを受けることができる。

2 代表は、会の名義にて 借入金は出来ない。

3 この会に必要な場合 会長は若干名の 顧問 を委嘱することができる。

4 会の経費について、代表は収支を明確にした台帳に記入し、会員の求めに応じて公開する。

## 第3章 解散

( 解散)

第12条 この会は、代表が運営が困難になったと判断した時、後継の代表を適任者とされるものと交渉、又は会員より公募する。

後継者が決定しない場合解散する。

2010年 10月 15日